

事 務 連 絡  
令和 5 年 5 月 25 日

各 都道府県アレルギー疾患担当課 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

災害時の避難所等におけるアレルギー疾患を有する方への対応について

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）において、国及び地方公共団体は、平時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行うこととされています。

災害時においては、避難者の健康面への様々な悪影響が懸念され、特に避難所では、多くの避難者に対して、限られた種類の食品を一律に提供せざるをえないなど、通常時に比べ著しく制限された環境となります。避難者は、そのような環境で長期にわたり生活することを余儀なくされる可能性があり、アレルギー疾患を有する場合、特段の配慮が必要となります。

そのため、平時から、保健師など避難所等で医療に携わる方にアレルギー疾患を有する方への対応を理解いただくことや、各避難所にアレルギー疾患に関する情報資材等を常備することなどの事前準備により、災害時において未然の事故防止に協力いただける環境を構築できることが重要となります。

つきましては、アレルギーポータル「災害時の対応」ページ（※1）に掲載している「災害におけるアレルギー疾患の対応」（※2）などのパンフレット等を活用した積極的な情報提供や事前準備、貴管内防災部局や関係学会等との連携体制の構築に、平時から努めていただくようお願いいたします。

（※1）アレルギーポータル「災害時の対応」

<https://allergyportal.jp/just-in-case/>

（※2）災害におけるアレルギー疾患の対応

[https://allergyportal.jp/wp/wp-content/themes/allergyportal/assets/pdf/00\\_Responding-to-Allergic-Disease-in-Disasters.pdf](https://allergyportal.jp/wp/wp-content/themes/allergyportal/assets/pdf/00_Responding-to-Allergic-Disease-in-Disasters.pdf)

(参考)

○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）（抄）

### 第5（3）

ア 国及び地方公共団体は、平時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。

イ 国は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時においては、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。

ウ 国及び地方公共団体は、災害時において、関係学会等と連携し、ウェブサイトやパンフレット等を用いた周知を行い、アナフィラキシー等の重症化の予防に努める。

エ 国及び地方公共団体は、災害時において、関係団体等と協力し、アレルギー疾患を有する者、その家族及び関係者並びに医療従事者向けの相談窓口の設置を速やかに行う。

### 【照会先】

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

電 話：03-3595-2192

FAX：03-3595-2193

担 当：中山・知野見・宮本